表題部（主である建物の表示）	調製	平成１３年７月２５日	不動産番号	２４０５０００３５４９８０

所在図番号	余白	
所在	双三郡吉舎町大字吉舎字山下　１５５０番地２、１５５０番地１２	余白
	三次市吉舎町吉舎字山下　１５５０番地２、１５５０番地１２	平成１６年４月１日変更 平成１６年５月１４日登記
家屋番号	１５５０番２	余白

①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 ５階建	１階　５１０　０９ ２階　４８１　４０ ３階　４８１　４０ ４階　４８１　４０ ５階　４８１　４０	昭和６２年９月１６日新築
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年７月２５日

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成１２年２月１６日 第１１６０号	原因　平成１１年１０月１日雇用・能力開発機構法附則第６条第１項による承継 所有者　横浜市中区桜木町一丁目１番地８ 雇用・能力開発機構 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年７月２５日
2	所有権移転	平成１６年５月２８日 第４８８９号	原因　平成１６年３月１日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第３条第１項により承継 所有者　横浜市中区桜木町一丁目１番地８ 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成２２年４月６日 第３４２７号	原因　平成２１年１１月２４日売買 所有者　三次市
付記１号	３番所有権更正	平成２２年６月１７日 第５２３２号	原因　錯誤 原因　平成２２年３月３１日売買

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和６年６月１０日
広島法務局三次支局　　登記官　有本和明

＊　「登録の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ１３０２９　（　７／８　）

表題部（主である建物の表示）	調製	平成１３年７月２５日	不動産番号	２４０５０００３５４９８１
所在図番号	余白			
所在	双三郡吉舎町大字吉舎字山下　１５６２番地４、１５５０番地２、１５５０番地１３		余白	
	三次市吉舎町吉舎字山下　１５６２番地４、１５５０番地２、１５５０番地１３		平成１６年４月１日変更 平成１６年５月１４日登記	
家屋番号	１５６２番４		余白	

①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根５階建	１階　５１８　７７ ２階　４８１　４０ ３階　４８１　４０ ４階　４８１　４０ ５階　４８１　４０	昭和６２年９月１６日新築
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年７月２５日

表題部（附属建物の表示）

符号	①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	集会所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	７８　４５	余白
2	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	５６　２５	余白
3	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	５８　４２	余白
4	プロパン庫	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	１５　９６	余白

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成１２年２月１６日 第１１６０号	原因　平成１１年１０月１日雇用・能力開発機構法附則第６条第１項による承継 所有者　横浜市中区桜木町一丁目１番地８ 雇用・能力開発機構 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年７月２５日
2	所有権移転	平成１６年５月２８日 第４８８９号	原因　平成１６年３月１日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第３条第１項により承継 所有者　横浜市中区桜木町一丁目１番地８ 独立行政法人雇用・能力開発機構

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	平成２２年４月６日 第３４２７号	原因　平成２１年１１月２４日売買 所有者　三次市
付記１号	３番所有権更正	平成２２年６月１７日 第５２３２号	原因　錯誤 原因　平成２２年３月３１日売買

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和６年６月１０日
広島法務局三次支局　　登記官　　有本和明

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。